

## 自然災害等による非常時の授業措置

- 【対象地域】 本校生徒通学地域(群馬県、長野県東部、埼玉県等)
- 【非常時の状況】 大雨、洪水、暴風、大雪等に伴う通学用公共交通機関の運休等
- 【対象交通機関】 JR 信越線(高崎～横川間)・・・最も利用者が多い区間につき

### I. 自然災害により早朝から JR 信越線(高崎～横川間)に影響が出ている場合

#### 【授業措置】

- ① 午前 6 時までに JR 信越線が復旧した場合は、**平常授業**とします。  
但し、通常午前 6 時以前に家を出る遠距離通学者が、6 時時点での確認のため始業時刻に間に合わなくても、遅刻扱いとしない。
  - ② 午前 7 時までに JR 信越線が復旧した場合は、**2 限(10 時)からの授業**とします。
  - ③ 午前 8 時までに JR 信越線が復旧した場合は、**3 限(11 時)からの授業**とします。
  - ④ 午前 8 時を過ぎても JR 信越線が復旧しない場合は、**自宅学習**とします。
- ※ 各ご家庭への通知は緊急電話連絡網(クラス単位)を主とするほか、本校ホームページ、緊急連絡メール等でも通知しますが、上記措置を参考にし、各ご家庭で自主的にご判断ください。

### II. 自然災害により碓氷バイパス通行不可の場合(長野バス利用者)

登校時点で碓氷バイパス通行不可の場合は、自宅学習とします。なお、それ以外の生徒が登校し平常授業を行った場合には、当該日の授業概要について、授業担当者はレジュメを自宅学習した生徒に渡すこととします。

### III. その他

- ① JR 信越線以外の、これに接続する JR 各線、私鉄、道路等が自然災害等により不通となり、保護者が通学に危険を伴うと判断した場合は、安全が確認されるまで自宅

待機とします。その場合は必ず学校に連絡を入れてください。なお、それ以外の生徒が登校し平常授業を行った場合には、当該日の授業概要について、授業担当者はレジュメを自宅学習した生徒に渡すこととします。

- ② 気象状況の急変等により、「登校した後に下校に支障をきたす事態」が予め予想される場合には、校長の判断により上の授業措置に準じる措置を取ることがあります。
- ③ 地震等、他の災害については別途対応します。

以上